



2023年2月14日

各位

会社名 株式会社 旅工房
代表者名 代表取締役会長兼社長 高山 泰仁
(コード番号: 6548 東証グロース)
問い合わせ先 取締役執行役員 岩田 静絵
コーポレート本部長

ir@tabikobo.com

債務超過解消に向けた取り組みの進捗状況について

当社は、2022年5月13日に公表いたしました2022年3月期決算短信〔日本基準〕(連結)にてお知らせしたとおり、2022年3月期において債務超過となり、2022年6月29日に「債務超過解消に向けた取り組みに関するお知らせ」を開示し、2022年8月12日及び2022年11月14日に「債務超過解消に向けた取り組みの進捗状況について」を開示しております。

つきましては、2023年3月期第3四半期における債務超過解消に向けた取り組みの進捗状況について、以下のとおりお知らせいたします。

記

1. 2023年3月期第3四半期決算の状況について

当社は2023年3月期第3四半期連結累計期間において、売上高は712,113千円(前年同期比3.8%減)、営業損失は736,767千円(前年同期の営業損失は1,106,489千円)、経常損失は716,397千円(前年同期の経常損失は990,466千円)、親会社株主に帰属する四半期純損失は800,309千円(前年同期の親会社株主に帰属する四半期純損失は990,963千円)となりました。一方で2022年8月に第三者割当による第3回新株予約権を発行しており、2023年3月期第3四半期連結累計期間において当該新株予約権の行使により910,400千円を調達しており、2023年3月期第3四半期連結会計期間末における債務超過判定額(純資産合計から非支配株主持分を控除した額)は△904,754千円(前連結会計年度末は、△1,052,192千円)となっております。

2. 債務超過の解消に向けた基本方針について

2022年6月29日付「債務超過解消に向けた取り組みに関するお知らせ」のとおり、当社は、事業面及び財務面での安定化を図り、持続的な収支の改善を図るとともに、資本増強に向けた施策を推進し、当該状況の解消・改善に努めてまいります。

3. 基本方針を踏まえた取り組みの進捗状況について

① 徹底的なコスト削減

新型コロナウイルス感染症の全世界的な感染拡大が顕在化した2021年3月期以降、販売費及び一般管理費の見直しを行っており、広告宣伝費や支払手数料の削減に加えて、役員報酬の減額、賞与支給の停止、従業員の休業や出向、他社への転籍による削減などを実施しま

した。2023年3月期第3四半期連結累計期間においては、さらなる固定費圧縮と人員数適正化のため、希望退職の実施及び東京本社 of 縮小移転を行いました。なお、2023年1月末時点の当社の正社員数は95名となっております。第4四半期以降も、売上高に見合った販売費及び一般管理費となるよう引き続きコストコントロールを実行してまいります。

②海外旅行市場回復を見据えた収益確保の準備

当社グループは従来、海外旅行商品を強みとしてきましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、世界各国において海外渡航制限や行動制限等の措置が取られるなど、海外旅行商品の販売に関して厳しい状況が続いておりました。しかしながら、足元の状況として、海外経済の改善、外務省による水際措置の見直しなど、海外渡航に関して明るい兆しが見え始めております。このような状況を踏まえ、当社グループにおいては、新型コロナウイルス感染症の拡大前に当社グループの収益の中で大きな比率を占めていた海外旅行商品の販売に資源を集中することで収益性を改善することを考えており、そのための準備（海外のホテルとの仕入れ交渉の開始や非採算部門の人員整理等）を進めてまいります。

③資金の確保

2023年3月期第3四半期連結会計期間末における現金及び預金は1,034,190千円と、前連結会計年度末比1,784,677千円減少しております。総額1,799,000千円の当座貸越契約等に関しては契約期限が2023年2月末となっておりますが、取引銀行とは継続的に支援いただくための協議を行っており、契約期限の延長の可能性は高いものと考えております。また、資本増強のために、2022年8月に第三者割当による第3回新株予約権を発行いたしました。当第3四半期連結累計期間において当該新株予約権の行使により910,400千円を調達しております。当該新株予約権の付与総数は60,000個であり、2023年3月期第3四半期連結会計期間末における未行使残数は41,120個であります。

以上の対応策の実施により、事業面及び財務面での安定化を図り、2024年3月期連結会計年度中に債務超過を解消するよう努めてまいります。

なお、2022年3月期の債務超過は、新型コロナウイルス感染症の影響に起因するものであるため、上場廃止基準（債務超過）に係る猶予期間は、1年から2年に延長されております。

以上